

意見陳述書

2014年6月25日

原告 於保 清見

私は EU のエラスムス・マンダス大学院でジャーナリズムとメディア学を学びました。一方、その以前からフリーランスライターとして原発問題取材し、ニュースサイトで記事を発表してきました。特定秘密保護法は、定義が曖昧な特定秘密と厳しい罰則で取材者や内部告発者を規制し、「国民主権」の根本である「国民の知る権利」をないがしろにするものです。

2011年6月26日に私の地元、佐賀県で経産省主催の『放送フォーラム in 佐賀県「しっかり聞きたい、玄海原発」』が開催されました。県民の声を聞く場だったはずですが、九州電力幹部が同社や同社の子会社の社員に指示し、「原発再稼働に賛成」などとするメールを送らせていたことがわかりました。これは、「やらせ」に疑問を持った子会社の社員が『しんぶん赤旗』に情報を提供し、発覚したものです。その後、経産省担当者や佐賀県知事が九州電力幹部に対し、「やらせ」を望むような発言をしていたこともわかりました。なお、このような「やらせ」は佐賀県だけではなく、他県でも行われていたと報道されています。

特定秘密保護法が施行されれば、内部告発者や取材者は、どの情報が特定秘密に該当するのか、わからないことが多いと予想されます。わからないがゆえに、内部告発をためらう、取材、報道をため

らうという風潮が出てくることも予想されます。九州電力の「やらせ」のような不正が表面化しにくい社会となってしまうのです。

原発は、「テロ防止」という理由で、これまでも多くの情報が公開されてきていません。また、原発と核兵器は密接な関係があります。特定秘密保護法が施行されれば、「テロ防止」や「防衛」という理由で、今以上に原発に関する情報が公開されなくなります。福島第一原発事故を教訓とし、いっそうの原発情報の公開を求める世論に真っ向から挑戦するものです。

九州電力の「やらせ」をスクープした『しんぶん赤旗』は記者クラブに所属していません。記者クラブ以外のメディアやフリーランスライターが公益性の高いスクープをすることは珍しくありません。むしろ記者クラブは政府や行政機関、大企業と距離が近いため、あえて記者クラブ以外のメディアやフリーランスライターへ情報を提供する内部告発者もいます。

にもかかわらず、特定秘密保護法が施行されれば、記者クラブ以外のメディアやフリーランスライターは「報道従事者」とみなされず、正当な取材活動を行っても取り締まりの対象となる可能性が高くなります。なぜなら、従来、そういう差別が行われてきたからです。私の経験でも、九州電力と佐賀県知事の記者会見で、フリーランスライターは質問することが認められていませんでした。私の留学後になりますが、フリーランスライターが粘り強く交渉し、九州電力の記者会見では、フリーランスライターも質問することが認められました。しかし、佐賀県知事の記者会見では、いまだにフリーランスライターは質問することが認められていません。

特定秘密保護法は、「国民の知る権利」を保障し、「国民主権」の原則を掲げる憲法に対する裏切りです。絶対に施行させてはなりません。

意見陳述書

2014年6月25日

原告

丸田 潔

私の祖父、丸田幸治は新潟県長岡市出身で、終戦直後の昭和20年8月28日に65歳で亡くなりました。祖父は昭和6年12月に退官するまで海軍の軍医で、海軍軍医学校の教官の経歴もありました。退官後は東京の日本橋で開業医をしていました。

幸治の長男、私の伯父である丸田吉人（よしんど）は祖父と同じく軍医でした。吉人は昭和14年に当時、海軍軍務局長で後に海軍次官となる井上成美の一人娘、靦子（しずこ）と結婚しました。翌昭和15年12月には私の従兄弟である、丸田研一が出生しました。伯父、吉人は昭和19年10月、重巡洋艦「鳥海」に軍医長として乗り組み、フィリピン沖（レイテ沖）海戦で32歳の若さで戦死しました。

終戦後、従兄弟、丸田研一は母、靦子、祖父、井上成美とともに神奈川県横須賀市長井に居住していましたが、昭和23年に母、靦子が29歳で死去した後は丸田家に引き取られ、育てられました。丸田研一は長じて昭和62年、『わが祖父 井上成美』（徳間書店刊）を著しましたが、この本の中にこんなエピソードが記されています。

茂美は戦後になってから、生涯胸襟を開いて付き合った海軍省書記官榎本重治が長井の家を訪ねてきたときに、こんなことを言っている。

「今でも悔やまれるのは、共産党を治安維持法で押さえつけたことだ。今のように自由にしておくべきではなかったか。そうすれば戦争は起きなかったのではあるまいか」

【丸田研一『わが祖父 井上成美』75～76ページ】引用（終り）

この部分を読んだとき、結社の自由や言論・表現の自由が失われたときの恐ろしさを思い知り、大きな衝撃を受けました。平和は壊れやすく、為政者が暴走したときには、簡単に失われてしまいます。井上茂美の言葉によって、平和な国家を保つためには、言論・表現の自由、結社の自由といった基本的人権を守ることがいかに大切であるかを教えられました。

井上成美は若い頃に、ヨーロッパ駐在の武官を歴任し、欧米先進国の先進的な科学技術や文化に直接触れる機会がありました。欧米と日本の国力の差を知り抜いていたのであり、それ故、山本五十六らと共に対英米開戦には最後まで反対していました。それにもかかわらず、戦前の日本は右翼勢力の台頭と軍部の暴走を許し、日本のみならず東アジアの民衆に多大な苦しみと悲しみを与え、滅んでいきました。

言論・表現の自由が失われ、為政者へのチェック機能が失われることは、単に人々が不自由に感じるとか、知る権利が失われるということに止まらず、国家の存亡に関わる重大な問題なのだと思います。

特定秘密保護法と治安維持法は目的が違いますが、国家権力が人の思想・信条を監視し、言論・表現の自由を脅かす効果を持つという点では共通しています。かつて治安維持法が日本を破滅に追い込んだ過ちを繰り返してはなりません。裁判所にあらましては、特定秘密保護法が違憲、無効である判断を示してくださることを切に願っております。

意見陳述書

2014 年 6 月 25 日

原告 安田 浩一

ジャーナリストの安田浩一です。

私はこれまでの取材活動を通して、日本社会が抱える「差別と偏見」の問題に関心を強めてきました。いま現在も排外主義や人種・民族差別についての取材を続けています。

公平・公正な社会であるためには、人間に苦痛と悲しみを与えるような差別があってはなりません。そうした観点から特定秘密保護法の問題点に関して陳述いたします。

特定秘密保護法は特定秘密を取り扱う者に対する「適正評価」の実施が定められています。

「適正評価」とは、秘密取扱者の身辺を調査し、管理するものです。

評価の対象者は、国家公務員だけではありません。一部の地方公務員、政府と契約関係にある民間事業所で働く人も含まれます。

その数は 10 万人単位に上ると推定されます。

第十二条第 2 項では、「適正評価」の内容として、次のように明示されています。

1. 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
2. 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
3. 情報の取り扱いに係る非違の経歴に関する事項
4. 薬物の濫用及び影響に関する事項
5. 精神疾患に関する事項
6. 飲酒についての節度に関する事項
7. 信用状態その他の経済的な状況に関する事項。

いずれも個人の思想信条、プライバシーに踏み込んだものです。これは一般的には「身元調査」ともいうべきものであると考えます。しかもすべての事項において、特定秘密の取扱者である本人のみならず、同居人や配偶者、父母・子・兄弟姉妹・配偶者の父母など広範囲な人々に調査が及びます。親族関係がなくても、同居している恋人や内縁の配偶者も調査対象となり、当該人物の「評価」に使われるのです。

ちなみにこの「適性評価」は、警察庁など公安当局が主体となっておこなわれます。つまり、国籍や犯歴、交友関係や酒癖、そして病歴に至るまで国家が公然と調査することになるわけです。また、評価項目のひとつである「テロリズムとの関係」についても定義が曖昧であり、政治的立場や内心の自由を脅かす危険性もあります。

特定秘密保護法は「知る権利」に対する侵害が各所で指摘されていますが、同時に守られるべきプライバシーや個人情報や国家が一方的に収集、侵害することにもなります。警察・公安当局の権限肥大化も危惧されます。

さらに第十二条第4項においては、次のような記述もあります。

4 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

要するに、個人が抱える各種情報、プライバシーが、職場内にも知れ渡ってしまう危険性すらあるのです。本来ならば評価対象者が隠しておきたい病歴や犯歴、政治的立場、親族などの国籍情報までもが、周囲に知られてしまう可能性はけっして否定できません。

こうした「適正評価」は社会全体に差別と偏見、さらには分断を持ち込むものであります。決して容認できるものではないと私は考えます。

こうした理由から、私は特定秘密保護法の違憲確認と施行差し止めを強く求めます。

意見陳述書

2014年6月25日

東京地方裁判所民事第38部御中

原告 寺澤有

私は大学在学中から25年間、フリーランスのジャーナリストとして活動しています。公務員の不正を暴くのが天職だったようで、これまで警察官や検事ら100名以上を辞めさせたり、刑事被告人の立場へ追い込んだり、懲戒処分を受けさせたりしてきました。

フリーランスの表現者（以下、単に「フリーランス」といいます）は、自分の専門分野を持ち、その分野の知識や人脈、取材能力、表現能力では、新聞社やテレビ局の記者を凌駕します。これは、日常、新聞やテレビがフリーランスに依頼して、専門分野の解説やリポートをしてもらっていることから明らかです。

ところが、日本の役所は取材対応で新聞社やテレビ局の記者とフリーランスを差別するのがあたりまえになっています。たとえば、新聞社やテレビ局の記者だけが庁舎内の記者室を使用できたり、記者会見に出席して質問できたりということがあります。

裁判所も例外ではありません。本日、法廷に記者席が用意されていますが、そこにフリーランスが座り、取材することは許されていません。記者席の白いカバーがアパルトヘイトの「白人専用」の目印に見えてしかたがありません。ほかに、裁判所は新聞社やテレビ局の記者だけに判決要旨を提供したり、開廷前に法廷内の撮影を許可したりということをしています。

フリーランス差別が公然と行われるなか、秘密保護法が施行されれば、フリーランスの取材活動、表現活動は壊滅的な打撃を受けます。秘密保護法第22条第2項は、「出版又は報道の業務に従事する者」が「専ら公益を図る目的」で「法令違反又は著しく不当な方法」ではない「取材」を行った場合、「正当な業務」として処罰しないことを定めています。しかし、「出版又は報道の業務に従事する者」とは、従来の役所の取材対応を見る限り、新聞社やテレビ局の記者に出版社の社員を加えただけにすぎません。フリーランスが「専ら公益を図る目的」で「法令違反又は著しく不当な方法」ではない「取材」を行った場合でも、秘密保護法違反で処罰されてしまうのです。

秘密保護法の国会審議のなかで、岡田広内閣府副大臣が「『出版又は報道の業務に従事する者』にはフリーランスも含まれる」との見解を示したことは承知しています。しかし、長年、フリーランス差別をあたりまえのように行い、現在も継続している政府の言うことなど、とうてい信用することはできません。そもそも、このような国会答弁が取り締まり当局や裁判所を拘束するものではないのはわかりきっています。

しかも、秘密保護法を最も活用し、同法違反の取り締まりも行うこととなる警察庁と防衛省は、フリーランス差別が徹底しています。他省庁では、一部のフリーランスが一部の記者会見に出席して質問することができますが、警察庁と防衛省の記者会見には、フリーランスは誰も出席することが許されていません。

秘密保護法が施行されれば、フリーランスは根絶やしにされてしまうという強い危機感から、我々43名は本訴訟を提起しました。今、まさにアパルトヘイトがホロコーストへ突き進んでいこうとしています。

本訴訟はいい結果でも悪い結果でも後世に残るものとなります。谷口豊裁判長らにおかれては、目先の利益にとらわれることなく、未来永劫の評価にたえる判断をされるよう期待します。